

4. ご利用料金

(1) 基本サービス料金 (1日あたりのご利用料金)

ご利用料金は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、各利用者の負担割合に応じた額をお支払いねがいます。

(下記表等の金額は1割負担にて表記させていただいております)

また「主なサービス加算」については、利用者の状態やその割合また処遇方法、職員の配置数等により変動することがあります。

(単位:円)

	介護度	基本サービス	主なサービス加算					福祉施設処遇改善加算Ⅰ	福祉施設介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ	サービス合計	自己負担額1割	
			福祉施設日常生活継続支援加算	福祉施設看護体制加算		福祉施設夜勤職員配置加算	福祉施設個別機能訓練加算					栄養マネジメント強化加算
				I	II							
トケア 1 階 個 室 ユ ニ ツ	要介護1	6,520	460	60	130	270	120		627	204	8,391	839
	要介護2	7,200							683	222	9,145	915
	要介護3	7,930							744	242	9,956	996
	要介護4	8,620							801	260	10,721	1,072
	要介護5	9,290							857	278	11,465	1,147
2 階 グ ル ー プ ケ ア	要介護1	5,730	360	60	130	220	120	110	559	182	7,470	747
	要介護2	6,410							615	200	8,225	823
	要介護3	7,120							674	219	9,013	901
	要介護4	7,800							730	238	9,768	977
	要介護5	8,470							786	256	10,512	1,051

・介護職員等ベースアップ等支援加算として、指定介護福祉サービス費合計額の1000分の16が上記サービス合計額に加算されます。(令和4年10月1日以降)

・医師の指示により、療養食の提供が行われた場合は、1食60円(最大で1日3食まで) 自己負担額1食6円 3食提供した場合、自己負担額18円)が上記基本サービス利用料金に加算されます。

・看取り介護の提供が行われた場合は、死亡日12,800円(自己負担額1,280円)死亡日前日及び前々日6,800円/日(自己負担額680円/日)死亡日以前4日以上30日以下1,440円/日(自己負担額144円/日)死亡日以前31日以上45日以下720円/7日(自己負担額72円/日)が上記基本サービス利用料金に加算されます。

・初期加算として、入所日から30日間に限って1日300円(自己負担額30円)が加算されます。

・科学的介護推進体制加算(Ⅱ)利用者の疾病等の情報・栄養状態・心身機能の状態等、利用者の状態像に関する情報について、厚生労働省が指定するデータベースに情報提供をし、得られる情報等を支援内容に活用します。1月500円(自己負担額50円)が加算されます。

・排泄支援加算として、1月 100 円（自己負担額 10 円）が加算され、排泄の状態が改善された場合、おむつの使用が必要でなくなった場合のうち、1 項目該当の際は、1月 150 円（自己負担額 15 円）2 項目該当の際は、1月 200 円（自己負担額 20 円）が加算されます。

・褥瘡マネジメント加算として、1月 30 円（自己負担額 3 円）が加算され、褥瘡のリスクのあるとされた方が発生なく経過した場合、1月 130 円（自己負担額 13 円）が加算されます。

・ADL維持等加算として開始月から 6 か月後の評価が維持・改善により ADL 利得が 1 以上の際は、1月 300 円（自己負担額 30 円）が加算され、2 以上の場合は 1月 600 円（自己負担額 60 円）が加算されます。

・個別機能訓練加算Ⅱ
厚生労働省が指定するデータベースに利用者ごとの個別機能訓練の内容等の情報を提供し、得られる情報等を個別訓練の実施に活用します。1月 200 円（自己負担額 20 円）が加算されます。

(2) 居住費（自己負担額）

① 居住費

ア	1 階ユニットケア（ユニット型個室）	1 日あたり	2,006 円
イ	2 階グループケア（従来型多床室）	1 日あたり	855 円
ウ	2 階グループケア（従来型個室）	1 日あたり	1,171 円

（注1）入所期間中は、入院・外泊にかかわらずご負担いただきます。なお、「その他の料金」が支払われる期間とはなりません。

（注2）入院中等に他の方が空床利用された場合、負担はありません。

② 食費（自己負担額）令和 3 年 8 月 1 日から

1 日あたり 1,445 円

（注1）居室と食事にかかる費用は、介護度に関係なく上記のとおりです。

（注2）食事については、食数でなく、1 日あたりの単価となります。

（注3）介護保険限度額認定の段階 3 は、令和 3 年 8 月 1 日より、2 区分に分けられ、非課税かつ本人年金収入等が 120 万超えの方は、食費が 1,360 円になります

(3) その他の料金

入所期間中に入院、または自宅等に外泊した場合、1 日 2,460 円（自己負担額 246 円）をお支払いいただきます。ただし、1 カ月に 6 日（月をまたがる場合は 12 日）を限度とし、入院または外泊の初日と最終日はいただきません。